

## 指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会条例

## (設置)

第一条 知事の諮問に応じ、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病（以下「指定難病」という。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病（以下「小児慢性特定疾病」という。）の患者等に対する医療費の支給並びに特定疾患、先天性血液凝固因子障害等、スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ並びに遷延性意識障害に関する治療研究事業（以下「事業」という。）の適正かつ円滑な推進について審議するため、宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (組織等)

第二条 協議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第三条 協議会に、会長一人及び副会長二人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

## (会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委員会)

第五条 協議会に、次の各号に掲げる委員会を置き、当該各号に定める事項を審議する。

- 一 指定難病等委員会 指定難病の患者に対する医療費の支給に関する事項及び事業（遷延性意識障害に関する治療研究事業を除く。）のうち、専門的事項に関すること。
  - 二 小児慢性特定疾病委員会 小児慢性特定疾病にかかっている児童又は児童以外の満二十歳に満たない者に対する医療費の支給に関する事項のうち、専門的事項に関すること。
  - 三 遷延性意識障害委員会 遷延性意識障害に関する治療研究事業のうち、専門的事項に関すること。
- 2 前項第一号に掲げる委員会は難病の患者に対する医療等に関する法律第八条第一項に

規定する指定難病審査会と、前項第二号に掲げる委員会は児童福祉法第十九条の四第一項に規定する小児慢性特定疾病審査会とする。

- 3 委員会は、会長が指名する委員で組織する。
- 4 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員会に属する委員のうちから、委員長が指名する者がその職務を代理する。
- 6 第三条第二項及び前条の規定は、委員会について準用する。
- 7 第一項第三号に掲げる委員会に、遷延性意識障害の状態について審査するため、審査委員を置くことができる。
- 8 前項の審査委員は、第一項第三号に掲げる委員会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、交付の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

(難病の患者に対する医療等に関する法律等の施行の日の前日までの間の読替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十六年十二月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会条例（以下「新条例」という。）第一条、第五条第二項の規定の適用については、新条例第一条中「第五条第一項に規定する」とあるのは「附則第三条第三項の規定により指定された」と、「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する」とあるのは「児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により定められた」と、新条例第五条第二項中「第八条第一項に規定する」とあるのは「附則第三条第九項の規定により置く」と、「児童福祉法第十九条の四第一項に規定する」とあるのは「児童福祉法の一部を改正する法律附則第四条

第七項の規定により置く」とする。

(委員の任命の特例)

- 3 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の特定疾患等及び遷延性意識障害治療研究協議会条例第二条第二項の規定により任命された宮城県特定疾患等及び遷延性意識障害治療研究協議会の委員である者は、施行日において、新条例第二条第二項の規定により宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会の委員として任命されたものとみなす。

(委員の任期の特例)

- 4 前項の規定により任命されたものとみなされる委員及び施行日から平成二十六年十二月三十一日までの間に新たに新条例第二条第二項の規定により任命される委員の任期は、新条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県特定疾患等及び遷延性意識障害治療研究協議会の委員の項中「宮城県特定疾患等及び遷延性意識障害治療研究協議会」を「宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会」に改める。

組 織 図

宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会

会 長

副 会 長

※会長・副会長は委員の互選で選出

※会長の職務代理

※30名以内で組織・任期2年

指定難病・小児慢性特定疾病・特定疾患・先天性血液凝固因子障害等・スモンに対するはり、きゆう及びマッサージ及び遷延性意識障害者治療研究事業

指定難病等委員会（法設置）

- 指定難病、特定疾患、先天性血液凝固因子障害、スモンに対するはり、きゆう、マッサージに関する治療研究事業の専門的事項に係る審査等

小児慢性特定疾病委員会（法設置）

- 小児慢性特定疾病の専門的事項に係る審査等

遷延性意識障害委員会（条例設置）

- 遷延性意識障害の専門的事項に関する審査等

- 委員会は、会長が指名する委員で組織する（条例第5条第3項）
- 委員会は、会長が指名する委員の互選によって定める（条例第5条第4項）
- 委員長の職務は、委員長の欠けたときは、委員会の議長が代行する（条例第5条第5項）
- 委員会は、会長を総務局長が代表する。（条例第5条第6項）
- 委員会の議長は、委員会の議長がその議長となる。（条例第5条第6項）
- 委員会の議長は、委員会の議長がその議長となる。（条例第5条第6項）
- 委員会の議長は、委員会の議長がその議長となる。（条例第5条第6項）